

ないか。そのかわり、それらの財源と
いうものは、関係の施設に充当して
きたいということでございます。な
お、国の財政と地方の財政との間に調
整をはかるべきじゃないか、国の財源
を地方に譲ることによって問題を解決
すべきじゃないかという御意見ござ
います。ただ従来から、国民の租税負
担を国と地方との間でどう使ってお
たかということを見て参りますと、地
方団体が自分で地方税として徴収し
ますもの、国税として徴収しするもの
を地方交付税のような形あるいは譲与税
のような形で交付を受けますもの、
あるいは国から仕事の指定は受けま
す、二分の一なり三分の二なり国庫補
助金として交付を受けまして、要する
に地方団体として使つて参りますもの
が国民の総租税負担のうち何パーセ
ントになつておるかということを見て
参りますと、戦前におきましては、四
六％から四八％くらいでございます。
これが現在ほとんどふえて参つてきて
いるわけでございます。三十一年度の
計画においては、六三％に上つてお
ります。国みずから使います部分は
三七％でありまして、これを超過的に
数字で申し上げますと、戦前におきま
しては、地方団体が使いますものが、
今申し上げましたように、四六％ない
し四八％であります。これが戦後だ
んにふえまして、昭和二十五年の改
革におきましては、五四％になつてお
ります。二十八年には五九％、二十九
年には六二％、三十年には六二・五％、
三十一年には六三％というふうにな
つて参つてきているわけでありまして、
反面国がみずから使います部分は、
それだけどんどん減つて参つてきてい

るわけでありまして。なお、国家財政の
あり方、地方財政のあり方、個々の経
費を取り出しまして、議論は多々おあ
りだろうと思つてございまして、あ
りだろうという傾向から考えまして、あ
ながち国から地方の財源に譲ること
によって、今後の地方財政の問題を解決
できるのだとは簡単には言つてしま
えないのじゃないか、そういうところ
に、今度の税制改正の苦心もあつたの
で、こうお答え申し上げたいのであり
ます。

○森下政一君 今の御説明に對する質
疑はまたちよつと別として、前段にあ
なたのおつしゃつたことの中に、一
般的な増税を断行するのじゃない。ど
かにその穴があると思ふなければなら
ん、その穴を埋めることは必ずしも無理
じゃない。一部特別に利益を受ける者
があつたときには、その受益者に利益
の範囲内において負担をなさしめて、
その事業に充当するということはお
つちが、私、その穴があるときに、それ
を埋めるといふ意味の増徴ということ
は一向差しかえないじゃないかと言
われるが、それに一体該当するものは
どれなんだらうということをお明しし
てもらいたいと思ふこと、都市計画税
のごときものは、これは前々から、受
益者負担金という名前で受益者に負担
せしめるということがあつたが、これ
は一応理屈のあることだと思ふので
すが、非常にここに一つ困ること
は、受益しておるかもしらぬけれども、
たとへば都市計画事業を行つて、道
路が非常に拡張されたとかといふ
うなことののために、これに隣接して
おる土地を持つておるものは、その地価

が上つてくるということを得て
おる。その上つた地価の範囲内にお
いて、道路構築費の一部を負担すること
は当然であるといふことは確かに理屈
はあるが、困つたことは、その受けた利
益を具体化するといふことは、土地を
処分しないことには、現実に自分のふ
ところに入つてこない。地価は上つた
かもしらぬけれども、それは処分し
て、始めてなるほどそれは具体化され
て手に入つてくるのだけれども、ただ
上つたといふだけで、負担を強いられ
るといふときには、ほかに何も余分の
財源を持つていない場合には、その土
地を処分すること以外に負担を果すこ
とはできないといふことが一つの大き
な私は矛盾だと思ふのです。確かにそ
うだと思ふけれども、そういうことで、
私は、さなきだに税の負担の限界に達
しておるといわれておるときに、こ
ういふ負担を強いるといふことは、果
して妥当であらうかといふことを私は
わざわざを得ない。また、その他交付金、
納付金制度のごときも、これは、なるほ
ど着想としては無理からぬところがあ
る。たとへば国なりあるいはその他の
公共団体の資産が他の市町村にあるが
ために、その所在しておる市町村が、い
ろいろな関係で、その所在しておるこ
と自体が経費の原因となつておる。だ
から、その一部を負担するのが当り前
じゃないか、これは確かに理屈はそ
うだと思ふ。思ふけれども、結局
それはだれの負担になるのだといふこ
とを考へてみると、すでに負担の限界
にきておるものに、さらにこれ以上の
負担を強いること以外に道はないのだ
といふことを考へると、あなたの言わ
れる、穴のあるところに土を盛つてい

くのは一向差しかえないじゃないか
といふのは、これは該當せんように思
ひます。あなたは、これをどう
ないと思ふのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一の問題
は、穴があるといふけれども、必ずしも
そうじゃないんじゃないかといふよう
な御意見でございますが、先ほど申し上
げましたように、焦点は、一般的増税
を避けながら、比較的こつぱらに際
においても、負担を求めてもやむを得ない
といふふうなものを指したつもりで
ございます。たとへて申し上げますと、軽
油引取税のごとき、自動車ガソリンを
使つておれば、一キロリットルにつ
いて一万三千円の租税を負担しなければ
ならないのを、軽油を使つておると、む
しろ軽油使用の方がすうたいが大きい
から、道路の損傷がはなはだしいと思
います。それにもかかわらず、一文の
負担もしないのは、これは負担しない
といふことは、これは負担の均衡を欠
いておるのではなからうか、こつぱら
感じを私たちは持つのであります。し
かも、これは多年論議された問題であ
ると、私たちが承知しておるのであり
ます。国会におきまして、すでに指摘
された点であつたと記憶してござい
ます。また、三公社のうちの日本国有鉄
道に對する納付金制度にいたしまして
も、私鉄の運賃を認可するのには、や
はり国鉄の運賃は一つの基準になるも
のと承知しておるのであります。国鉄
の経営のあり方につきまして、他の部
分は何ら改善されることなく、ただ納
付金だけが改善されることになつてい
くのだといふことであれば、御指摘のよ
うに、それだけある意味において国民
負担が少なくなつてくるのかもしれない

んが、しかし国鉄の経営のあり方はこ
れでいいのかといふことは、私はいろ
問題があると思つてございまして、原
価を構成するものにつきまして、た
国鉄なるが故に負担が軽減されてい
く、これでは、いつまでたつても真の
企業の合理化といふものは期待でき
ないのではないだらうか。また、私鉄と
健全なる形において企業の経営のあり
方といふものを比較できないのじゃ
ないだらうか、こつぱら感じを税を担
する側から考えられるのであります。

企業の合理化なり、あるいはまた金利
負担の低減なり、いろいろなもので吸
収することは可能なんじゃないだらう
か、少くとも私鉄を中心と考えた場
合には、原価を構成すべき負担であ
らば、それは負担した上で国に納む
べきではないだらうかと思ひます。こ
ういふ感じを持つておるわけであ
ります。

第二点は、都市計画税のようなもの
を起しても、なるほど受益はあるか
も、しらぬけれども、別に所得がふえるわ
けでもなく、支払い能力がふえるわ
けでもないじゃないかといふ御指摘で
ございます。その通りだと私たちが思
つてございまして、財産的価値のつ
きましては、一般的に御意見のよう
な欠陥がございまして、なるほど財産評
価そのものは財産価値のふえるに伴
つてふえるだらうけれども、持つてお
る限りにおいては、別に所得がふえる
わけでもなく、直ちに支払い能力が
ふえるわけでもないじゃないか、こつぱ
ら御意見はごもつともだと思ひます。
しかし、一般的にいふ場合には、財
産価値がふえれば、それだけその人
の負担力がふえてくることになると思

ふる。その上つた地価の範囲内にお
いて、道路構築費の一部を負担すること
は当然であるといふことは確かに理屈
はあるが、困つたことは、その受けた利
益を具体化するといふことは、土地を
処分しないことには、現実に自分のふ
ところに入つてこない。地価は上つた
かもしらぬけれども、それは処分し
て、始めてなるほどそれは具体化され
て手に入つてくるのだけれども、ただ
上つたといふだけで、負担を強いられ
るといふときには、ほかに何も余分の
財源を持つていない場合には、その土
地を処分すること以外に負担を果すこ
とはできないといふことが一つの大き
な私は矛盾だと思ふのです。確かにそ
うだと思ふけれども、そういうことで、
私は、さなきだに税の負担の限界に達
しておるといわれておるときに、こ
ういふ負担を強いるといふことは、果
して妥当であらうかといふことを私は
わざわざを得ない。また、その他交付金、
納付金制度のごときも、これは、なるほ
ど着想としては無理からぬところがあ
る。たとへば国なりあるいはその他の
公共団体の資産が他の市町村にあるが
ために、その所在しておる市町村が、い
ろいろな関係で、その所在しておるこ
と自体が経費の原因となつておる。だ
から、その一部を負担するのが当り前
じゃないか、これは確かに理屈はそ
うだと思ふ。思ふけれども、結局
それはだれの負担になるのだといふこ
とを考へてみると、すでに負担の限界
にきておるものに、さらにこれ以上の
負担を強いること以外に道はないのだ
といふことを考へると、あなたの言わ
れる、穴のあるところに土を盛つてい

る。その上つた地価の範囲内にお
いて、道路構築費の一部を負担すること
は当然であるといふことは確かに理屈
はあるが、困つたことは、その受けた利
益を具体化するといふことは、土地を
処分しないことには、現実に自分のふ
ところに入つてこない。地価は上つた
かもしらぬけれども、それは処分し
て、始めてなるほどそれは具体化され
て手に入つてくるのだけれども、ただ
上つたといふだけで、負担を強いられ
るといふときには、ほかに何も余分の
財源を持つていない場合には、その土
地を処分すること以外に負担を果すこ
とはできないといふことが一つの大き
な私は矛盾だと思ふのです。確かにそ
うだと思ふけれども、そういうことで、
私は、さなきだに税の負担の限界に達
しておるといわれておるときに、こ
ういふ負担を強いるといふことは、果
して妥当であらうかといふことを私は
わざわざを得ない。また、その他交付金、
納付金制度のごときも、これは、なるほ
ど着想としては無理からぬところがあ
る。たとへば国なりあるいはその他の
公共団体の資産が他の市町村にあるが
ために、その所在しておる市町村が、い
ろいろな関係で、その所在しておるこ
と自体が経費の原因となつておる。だ
から、その一部を負担するのが当り前
じゃないか、これは確かに理屈はそ
うだと思ふ。思ふけれども、結局
それはだれの負担になるのだといふこ
とを考へてみると、すでに負担の限界
にきておるものに、さらにこれ以上の
負担を強いること以外に道はないのだ
といふことを考へると、あなたの言わ
れる、穴のあるところに土を盛つてい

る。その上つた地価の範囲内にお
いて、道路構築費の一部を負担すること
は当然であるといふことは確かに理屈
はあるが、困つたことは、その受けた利
益を具体化するといふことは、土地を
処分しないことには、現実に自分のふ
ところに入つてこない。地価は上つた
かもしらぬけれども、それは処分し
て、始めてなるほどそれは具体化され
て手に入つてくるのだけれども、ただ
上つたといふだけで、負担を強いられ
るといふときには、ほかに何も余分の
財源を持つていない場合には、その土
地を処分すること以外に負担を果すこ
とはできないといふことが一つの大き
な私は矛盾だと思ふのです。確かにそ
うだと思ふけれども、そういうことで、
私は、さなきだに税の負担の限界に達
しておるといわれておるときに、こ
ういふ負担を強いるといふことは、果
して妥当であらうかといふことを私は
わざわざを得ない。また、その他交付金、
納付金制度のごときも、これは、なるほ
ど着想としては無理からぬところがあ
る。たとへば国なりあるいはその他の
公共団体の資産が他の市町村にあるが
ために、その所在しておる市町村が、い
ろいろな関係で、その所在しておるこ
と自体が経費の原因となつておる。だ
から、その一部を負担するのが当り前
じゃないか、これは確かに理屈はそ
うだと思ふ。思ふけれども、結局
それはだれの負担になるのだといふこ
とを考へてみると、すでに負担の限界
にきておるものに、さらにこれ以上の
負担を強いること以外に道はないのだ
といふことを考へると、あなたの言わ
れる、穴のあるところに土を盛つてい

のでございます。非常に冷たいもの
の言ひ方をいたしていけないのでありま
すが、その物を持っておるけれども、
何らそれを有効に活用できない、こ
ういふ人が死蔵しておるということは社
会全体のためじゃないかなあろう
か。確かに、昭和二十五年固定資産税
を作り出したときに、土地、家屋を本
来利用できる人の手に移して、そして
国民経済全体から見て、活用できる人
に持つていくべきじゃないか、使用能
力のある人に渡すべきじゃないか、そ
れが国民経済全体から考えた場合は
いいじゃないか、こういう御意見も
あったわけでございます。これは非
常に冷たいもの言ひ方で、恐縮なの
でございますけれども、そういう言
ひ方もできるのでございまして、価値が
上ればその人の担税力もふえてきてい
るといふことは言えるのではないかと
思います。ただ一時だけを押えて考え
た場合には、それによつてすぐ貸貸料
がふえるわけでもないでしょうし、特
に自家使用の場合、そういうことは
ないのであります。支払い能力がふ
えたわけではない、こういうことが言
えると思ひますけれども、長い目で見
た場合には、担税力がふえてきたとい
うことは言えると思ひます。

○藤下政一君 お話を聞いておると、
だんだんいろいろな疑問が發展して、
いろいろなことを申し上げたくなつた
のですが、たとえば都市計画税です
ね。あなた先刻にも御存じのことです
が、あるところの道路を新たに構築し
ようというときに、過剰地帯取
用というのをやつたことがあるので
す。盛んに都市をやつた。つまり幅員
十メートルなら十メートルの道路を新

たに構築しようというときに、その十
メートルの路線の両側の沿線の土地を
余分に買ひ取る。そして道路が完成
した際には、その余分の土地は必ず地
価が上がる、その資産価値が上つたも
のを公共団体が希望者に売り渡す、処分
する。そしてそれによつて得ました
利益によつて、道路構築の費用をまか
なり。こんなのは、私は確かに必要を
感じて、高いのを承知の上で買うとい
う人があつて、その人に売ることだか
ら、一向差しつかえないことだと思
ひます。そういうやり方なら私は納得
がいくのであります。だけれども、先
刻も申しましたように、確かに地価は
上つたかも知れぬけれども、別にそ
れで所得がふえたわけでもない。結局
負担しなればならぬものは、その土
地を処分する以外に負担の方法がない
といふことに追ひ詰められたものは、
これまで大都市などが都市計画事業を
断行する、その受益者負担に困つた者
が枚挙に例がないくらいいろいろこと
があつた。これはもうあなた御存じだ
らうと思ひます。だから、私はどう
も、さつそくに妥当な財源であるとい
ふふうな場合に賛意を表しかねる、賛
意を表することにはちゅうちよせざるを
得ない点がある、こゝろ私思ひので
す。

それから、先刻も、二十五年以後三十
一年に至るまでの国が徴収しておるも
のを、地方と国とどつちがどういふ割合
で使つておるかというパーセンテージ
を指示しなつて、地方の方がどのどん
ふえておる、三十一年度では六三〇に
も及んでおるといふことをおっしゃつ
た。なるほどさうだと私も思ひので
す。ところが、これは、後ほど交付税法

の改正という法律案がこの委員会の審
議にかかると、そのときに私はお尋
ねしたいと思ひておることなんです。今
の交付税制度それ自体に私は一つ
の疑義を持つておる。といふことは、
これは平衡交付金という制度がとられ
て、しばらく実施してみただけでも、
これではどうも際限なく負担をしてい
かなければならない心配があるとい
うので、交付税制度といふものに改めら
れたと思ひますが、この制度が実施
されて、結局これは、私は自主財源と
いふことができないと思ひます。地
方を使つてはいる、地方のために投
ておるには足りないけれども、憲法が
地方自治という一章をわざわざ設け
て、自治の進展といふことをうたつ
ておる。この制度あるがために中央集権
で、中央から左右されるといふことが
非常に多いと思ひます。地方はこれ
にたよらざるを得ない。たよる財源
で、依存財源である。決して自主財源
ではない。つまり地方が思うように
取つて、さうして法律で、たとえ固定
資産税のような場合に、あるいは住民
税のような場合に、法律で定められる
ところによつて十分に取つて、そこで
これをみずからの裁量によつて自由
に使える。何に使うかといふことを、
それぞれ地方に最も妥当だと思ひ使
途を研究して、これに振り分けていく
といふふうな財源がだんだんふえるこ
とでなければいかぬ、今の私は交付税
の財源になつておるものを……。だか
ら、どういふ形でするかといふ
具体的な案を今持つておられませんけ
れども、結局これだけのものを地方が自
由に取れるようにする。しかも、それ

が自由に使えるといふことになるな
ら、自治は私は非常に進展して行くだ
らうと思ひます。現在はさうではない。交
付税制度はあるけれども、これは国が
握つておる。だから、これをどうかし
て少しでもよけいにもらうようにしな
ければならぬといふので、なるべく地
方は中央に向つて陳情しなければなら
ない。陳情行政の私は大きな禍根がこ
こにあると思ひます。だから私は、こ
れを直ちに自主財源だといふことは承
服しがたい。どんなに国が取つてお
るものを地方がえつてよけいに使うと
いふのも、自由に使へるわけでも何
もない。これは中央が握つておつて、
地方を左右しておる。私はよくない傾
向だと思ひます。のみならず、ここ
の委員会が先般来、たとえ早川政務
次官に、国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律案について質
疑を重ねていくうちに、たとえ地方
公共団体の経営しておる公営住宅のよ
うなものも所在しておる市町村に対し
負担するものは、さなきだに赤字で
困つておる地方団体がその交付金とい
うものを生み出すといふことはできな
いから、結局これは入つておるものに
転嫁することによつて取得する以外
に道はなからう。さうすると、結局家
賃も高くなるのではなからうかとい
ふことを申し上げたときに、少くとも第
二種住宅については、もし地方団体が
どうしたものだろうと相談にくるよう
なことがあつたらう、転嫁しないように
指導したいと思ひます。いふことを
言われる。私は、この言葉は非常にい
やなんです。自治庁が地方団体を指導
する、中央がああせい、こゝろせいとい
ふことを指図する、これは要らぬこと

だ。どこに一体自治の伸長があるのか。
そんなことを言つていたり、さうかと
思つて、一面において、転嫁するも、あ
るいはせすに、一般財源からまかなつ
ていくも、そこに自由の道を開いて
おるところに自治の妙味があるなら
いふことを言つておられる。もしど
うしたものでらうといふような相談を受
けたら、指導して、転嫁しないように
したいと思ひます。いふことを言
れませすけれども、さういふ根拠が私
は、さうすでに自治といふものを曲げてお
る、こゝろいふに思ひます。だか
ら、先刻、せつかく、国が取つてお
るものを地方が使う分の方が多いのだ
といふ、パーセンテージをあげての説明
がありましたけれども、私は、それだ
から非常に自治団体が強化されてい
るといふふうには考えない。これがいか
ぬのだ。今の制度の一番の大きな欠点
だ。これを何とか打破つて、この制度
を根本的に改革するといふことが、
私はほんとうの抜本革的な地方財
政の赤字をなくする道ではないかとい
ふことを痛切に感じておる。平衡交付
金制度といふより、なものが創設され
て、それまでそんなことがなかつたか
ら、そんなものをいまだに交付税とい
ふ形で残しておる。中央が地方を支配す
るといふ根拠を、この建前といふもの
を破壊していかなければならぬとい
ふことを痛切に感ずる。あなたは、同
じ考えをお持ち下さるわけにいかぬで
しょうかといふことが一つ。

それからも一つは、例の軽油引取
税、これは結局道路を維持管理してい
くの必要な財源に充たするといふ目
的税だといふ説明を聞いておるわけ
ですが、現在揮発油税に税金をかけて、

道路譲与税というものが設けられている。それで大体道路の維持管理についてはまかなつておられるのじゃないかと思ふのです。ことに業者あたりがいろいろな陳情をしてきているところを見ると、それにゆとりがあつて、多額に剰余金が出ておられることを言つておられるが、足りないために、この目的税を新たに創設して、道路の維持管理に、あるいは建設等の財源に充当しようとするのか、その一体整理関係はどういう状態になつておられるのかといふことを、詳細に聞かしてもらいたいと思ふ。

○政府委員(奥野誠亮君) ただいまの点について、一応私どもの考えているところをお答えしたいと思ふ。

第一には、都市計画税がいかに悪いかといふことを御判断いただきまはす場合には、いろいろな角度から考へていただきたいものだといふふうに考へておるのでございます。一つは、都市計画事業が非常に多い。やはり都市計画事業そのものを強力に推進していかねばならないのじゃないか、こういう問題があるわけでございます。都市計画事業が進展していきまはす。当該地方がかなり発展していき、土地や家屋の価値そのものも増強されていく、そういう場合に、固定資産税は価格の一・四％を標準税率にしていくわけでございますけれども、こういう都市計画事業の進展して行く地域の負担は、都市計画が何ら行われない地帯の負担と、ある程度その間に開きがあつていいのじゃないかと思ふのでございます。そうしますと、やはり都市計画事業の行われてい

るような地域については、固定資産税にプラス・アルファがあつてもいいのじゃないか。それが都市計画税の一つのねらいでございまして、租税負担の地域間の均衡をはかりながら、しかも必要な都市計画事業を推進をしていく、こういうふうな存じているわけでございます。直ちに支払い能力がふえなつてもございませんで、従つて税率は、〇・二％に押えるといふふうな配率も払つていくわけでございます。固定資産税とこれを合せました総額を、なお固定資産税創設当時の標準税率にとどめる、こういうふうな苦心もいたしておられます。御了解願ひたいと思ひます。

第二番目の、地方交付税制度についてのお考え、これは大体私と同じような考へ方を持つていらっしゃるわけでございます。それでは、今度の改正において、地方交付税のような依存財源を増額していく、独立税収入はむしろ少なくなつていくのじゃないか、こういう御疑問をお持ちになつてもいいかもしれません。国民総租税負担のうちで、地方団体が自分で徴収する税金、要するに独立税収入であります。この割合がどう変わるかに申上げておきたいと思ひます。昭和二十五年、シャウプ勧告に基きまして、画期的な税制改正を行つた時でありましたが、この時の国民総租税負担、この中にはたばこの専売益金もみな入つておられますけれども、総租税負担のうちで、地方の独立税収入が二五％でありましたものが、二十八年度は二六・〇％、二十九年度、三十年年度は二六・八％、三十一年度は二九・〇％といふふうになつて参つておられるわけ

でございます。反面、これを地方歳入全体の中で独立税収入がどれだけ占めておるかといふことを見ますと、三十二年度におきましては三五・九％でありましたものが、三十一年度におきましては三八・〇％に伸びておられるわけでございます。こういうことにおいては、森下さんのお考えに合致して参つておられるのじゃないかといふふうに思ひます。

第三は、軽油引取税に関連いたしました。別にいろいろものを起さなくとも、道路財源というものは今までも足りているのじゃないか、こういうふうな趣旨の御意見だつたと思ひます。道路財源が足りているか、足りていないかは別といたしまして、今まで地方財政上、臨時的な建設事業をやる多くの部分を起債に財源を仰いで参つてきておりました。これが今日、元利償還費の増大となりまして、地方財政を非常に圧迫しておる。これは御承知の通りだと思ひます。従つて従来のやり方では、にっちもさっちも行かなくなつたのが地方財政の現状だと思ひますのでありまして、ほおつておいて、なお建設的な事業に必要な財源を得られるわけでもございませんで、今までの同じように、起債ばかりやつておつたのじゃ、ますます地方財政は泥沼の中に入り込んでしまつておられます。そういう問題のほか、それでは道路費といふものはどれくらいになつておるかといふことを御参考に申し上げますと、三十一年度の都道府県及び五大市の道路事業費であります、直轄事業も含めまして、四百九十四億円であります。そのうち国庫負担金が二百八十四億でございますので、差額の二百

二十八億円というものが地方負担額であります。これは少し計数が入り組んでおりますが、地方財源はとにかく二百二十八億円あります。これに對します特定財源としまして、地方道路譲与税が七十四億円ございまして、そのほか今回軽油引取税を起しまして、二十四億円がプラスになるわけであります。両方合せましてもまだ百億圓くらいでありまして、都道府県と五大市だけで、他の一般財源から持つてこなければなりません。が百二十億圓くらいあるという状況であります。しかもなお、道路は非常に悪いといふような姿になつておられるわけでございます。

○森下政一君 都市計画を施行することによつて土地の時価が上ると、そういうふうな地域の固定資産税というふうなもの、おのずからこれは固定資産税によつて、都市計画事業を実施したることによつて増収ははかられるといふようなことを考へることはできます。従つて、それで満足するといふわけにはいかぬですか。プラスアルファですか。それはどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは森下さんの方がむしろ詳しいくらいなんです。都市計画事業といひますものは、道路事業にいたしましても、水利事業にいたしましても、全地域にわたつて一ぺんに手をつけるというところは、これは不可能なことでございます。従いまは、漸次前進していき、何十年もかかつて都市計画事業を完成させていくものだらうと思ふのであります。そうしますと、一部の地域にその費用を全部持たせるということになりますと、財産

をほんとうに処分してしまわなければ、それだけの財源は負担できないのじゃないかと思ふのであります。これは、やはり先ほど来おつしやつておりますような結果が出て参りますので、経費的に財源を負擔していきたい。しかも、全地域が共同して負担をしながら、実施は一部の地域に限られるだらうけれども、多年にわたつて全地域に押し及ぼしていくのだ、こういう方式をとりますので、自然、御指摘のようないのじゃないかといふわけには参りません。もしそれだけにしようとしたら、財産処分をしなければならぬといふような負担を求めざるを得なくなるのじゃないか、こう思つておられるわけでございます。

○森下政一君 まあいろいろ見解の違いがあつて、議論が方々に飛ぶことになりまして、さらに、もう一つ確めておきたいと思ふことは、どうもこの国有資産等所在町村交付金及び納付金です。過日この法案審議の参考に資するため、御承知のように、ここで参考人に来てもらつて、それぞれ意見を述べてもらつた。その時に、三公社の代表人の言うことを聞いても、あるいはその他の人の言うことを聞いても、結局私は、その負担が大家にやがては転嫁されると、今はそれでなくて、やがては転嫁されるといふふうな印象を受けたわけなんです。三公社の代表にしても、將來たとえば國鉄の料金の値上げの理由になり得るといふ印象を私は受けたわけですから、そういうわけ、今直ちにそれでないまでも、將來そういうふうな理由づけられる私は原因をここに与えること

になるのじゃないかということが考えられる。

そうかと思うと、たとえればしばしば公営住宅のことを私申しますが、たとえば兵庫県なら兵庫県が県営住宅を神戸市内に設けておる。これは、当然神戸市に対して、兵庫県は交付金を交付しなければならぬものだと思ひますが、そうしてそれは、いかに自治庁が指導されても、絶対のものではないのだから、兵庫県が公営住宅の賃借人の賃借料の値上げという形で転嫁するといふことがあつても、これは、これを罰するわけにも、どうするわけにもいふものじゃない。ところが、そうなつてくると、私はもう必然的に、さなきだに財政の苦しい県としては、一般財源から交付金をまかなうなんといふことはできないといふことになるので、必ず私は転嫁が行われて、賃借人が、この前あなたがおっしゃつたように、いろいろ段階はあるようだけれども、額に違いはあるようだけれども、負担の増加を忍んでいかなければならぬといふことになる。ところが、神戸市みずからが市営の公営住宅を神戸市内に持つてゐるという場合には、これは別段交付金を出さなければならぬといふわけではないのですから、何も賃借料の値上げをこれにする必要はない。こういう機会に、非常に古く建てたもの、あるいは新しく建てたものとの間に、いろいろ賃借料の懸隔があるのを何とか調整しようなんといふことは考へるかも知れぬけれども、直接交付金を負担しなければならぬといふわけのものではない。そうすると、同じように家がなくて、そうして公営の住宅を賃借することによって、その日

の生活を営んでおるといふものでありながら、大体同じような階層の人が、一方はたまたま県営のものに入つてゐることによって賃借料が非常に上つてゐる。一方は市の經營してゐるものに入つてゐるために、その迷惑をこうむらざるに済むといふふうな区別がこの結果起つてくるということがあり得るのじゃないだろうか。どうも私はそういうふうな思ふ。そういうふうなことが一体妥当であるのかといふことを考へると、そこにも私は一つの疑義を持たざるを得ない、こういうふうな思ふのですが、そういうことはあり得ませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は、

三公社課税によりまして、国鉄の納付金というものが結局料金値上げの口実になるのじゃないか、こういうふうなお話でございます。たびたび申し上げておられますように、納付金というものは原価を構成するものだ、料金を計算いたします場合には、当然納付金制度の生れました場合には納付金を支払うべきものとして、料金の原価を算定すべきものだと思つております。しかしながら、現在はいろいろな点において、国有鉄道等は国の政策からくる恩恵を受けておるわけでありまして、それらを考慮して、料金が果して現状でいいのか悪いのか、今までの料金はこれだけだけれども、逆にまた金利負担が軽減してくるんじゃないか、あるいはまた企業の經營をさらに合理化することによって経費の節減ができるんじゃないかと、いろいろの問題が私は総合的に検討されなければならぬと思つておるわけでありまして、私鉄側からもそういうふうな意味においていろいろの不満

がもたらされて参つたように聞いておるわけでありまして、要するに料金を上げるか上げないかといふことは総合的に検討せらるべき問題であり、納付金制度といふものは、料金という観点から考へていくならば当然料金原価の中に算入していくべきものだ、それじゃあ現在の料金というものがそれを算入したら当然上るものかといふと、私たちがそれは考へない。大臣もその点については御答弁になつておる通りでありまして、企業合理化による吸収という問題は当然検討されなければならぬ問題だといふふうな思つておるわけでありまして。

第二点の、同じような公営住宅である

りながら県営であるか市営であるかといふことによつて家賃の食い違ひが出てきやしないだろうか、こういうお話でございます。この点につきましても私は現在の家賃がすでに非常に大きな食い違ひがあるんじゃないかと、民営の家賃と第一種公営住宅との間に非常に大きな開きがある。だからこそ公営住宅が作られますと入居希望者といふものが非常に押しかけてくる。何十倍という率で当選者がきめられるので、公営住宅に入れること自身が非常な特権になつてゐるよりに思つておるわけでありまして。また第一種公営住宅と第二種公営住宅との間にも大きな家賃の違ひがあるんじゃないか、あるいはまた公営住宅じゃないか、これに準ずるものとして協会住宅といふものがございます。これと公営住宅との間にもかなりの食い違ひがあるんじゃないか、こういうふうな思つておるわけでありまして。また第一種公営住宅その他におきまして、そこに地方団体のいろいろな住宅政策

があるものでございまして、若干の食い違ひもございまして、法律には限度額を定めてあるだけであります。国の住宅政策といふものが、低額所得者については全部無償で住まわせるのだと、こゝまで徹底した政策でありますならば、今度の交付金制度といふものがこれに正面からぶつかることになるのかも知れません。しかしながら、国の住宅政策といふものは、第一種公営住宅であれば二分の一を補助する、第二種公営住宅であれば三分の一を補助する、この部分は家賃の計算に入れない、残りの部分については、地方団体はもつぱら地方公債でまかなう場合が多いから、それについては利子相当額を加えて家賃を計算するといふ建前になつておるわけでありまして、今度の交付金相当額につきましても、国の政策といふものを十分考慮して、固定資産税相当額の二割ないし四割にとどめるというふうなやり方をします。しかも、それを直ちに使用者課税的なやり方をいたしません、一応まあ地方団体に負担をしてもらつて、しかし家賃に転嫁しようと思へば転嫁できる、そこに住宅政策を採り得る余地は残しておる。しかし原則的には、これも家賃をきめます場合の原則の中に入つてくるのではなからうかといふふうな思つておるわけでございます。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて下さい。

午後零時七分休憩
午後一時三十六分開会
○理事(伊藤芳雄君) 委員会を再開いたします。
委員長がちよつと所用で出席できませんので、委員長の委託によりまして理事の私がしばらくの間委員長の職務を行います。
午前中に引き続き地方税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の二案について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。
○藤下政一君 大臣も政務次官もおられませんが、奥野さんに答えてもらひたいのは、奥野さんと思ふことはちよつとお尋ねいたしかねるので、自然従つて問題が別のことになつてくることは御了承願ひたいと思ひます。

この今度のいわゆる自主財源の強化、午前中にも奥野さんから三つの点をあげてお答えになりましたが、大臣の提案理由の説明その他を通じてうかがわれることは、これらの措置は、たとへば国有資産等所在市町村交付金あるいは納付金、あるいは軽油引取税、こういったたよりな、今度新たに改正をして設けようといふたよりなことは、政府が思ひつきでやつたのではない、これは地方制度調査会とあるいは税制調査会等それぞれ答申があつて、かねてからこういうことをやるべきだといふことをいわれておる、それを採択したのであつて、世論も大体こういうことの妥当性を認めてゐるといふことを折に触れておっしゃつたことがあつたように思ひます。何かどこかで

読んで思うのですが、そこで特に奥野君が午前中に指摘されたこの三つの自主財源強化ですね、これらについて、これらのたとは地方制度調査会等あたりで論議が行われて、当然そうすべきだという結論に達したということについては、奥野さんはおそらく臨席して聞いておられたのじゃないかと思うんですが、そこで大要を一べん説明していただくとは非常にわかりやすくなると思うんです。それをお尋ねしたいんですがね。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、今度の改正政府案を作成いたしましたに当りましては、地方制度調査会と臨時税制調査会の答申を基礎にいたしているわけでございます。両調査会におきましてこれらの問題が論議されたわけでありまして、基本的には、とにかく現在の地方財政の混乱を救うためにはいろいろな方策を講じなければならぬが、なかんずく財源が不足している、この財源の不足を何によって補てんをするか、国から財源を譲るとか、あるいは別途に増収をはかるとか、いろいろな考え方がありまして、これについても、国から財源を譲るといって、国の財政は数年間で進んで、相次いで減税を行なって参つてきておりますし、また別途財政需要の増加もありまして、とうていその余裕がない、こういう基本的な問題が一つあったと承知しております。そこでどうしても何らかの形において財源を得たい、こういうことが、自主財源を増額することに政府として特に力を入れなければならない、また両調査会におきまして

く検討されたというふうに御承知いたしたいと思つております。
なお公社課税の問題につきましては、単に両調査会において議論が始まったものではございませんで、昭和二十五年前後からシャープ税制使節団が参りましていろいろな勧告をいたして参りました。あの時分から非常に問題になっておりましたので、総司令部の内部におきまして両論が対立して参りまして、運輸関係を担当している部局と財政を担当している部局と両部局間に論争があつたわけでありまして、日本政府の部内にも論争がございました。こういうことが解決されないままに参つたわけでございます。昨年両調査会でもこの問題を再び取り上げて、今のような基本的な事情が基礎になつたと思つて参りますが、自主財源を増強しなければならぬ、その場合に公社課税を思い切つてやるべきだ、こういう結論になつて参つたわけでございます。

軽油課税の問題は、これは揮発油税が増徴されるたびに軽油課税をどうするかというところが議論になつて出て参ります。国会におきましてもそのたびに主として委員会として大蔵委員会でございますが、議論になつて参りました。昭和二十九年にこの問題を軽油自動車税の増率という形において一応問題の解決に歩み出したわけでありまして、それを今回さらに一そう合理的な姿にするために、昨年調査会の答申も出て参りまして、軽油課税になつて参つたわけでございます。
都市計画税の問題は二十五年に一応廃止いたしております。そのときは都市計画税というものはあらゆる税につ

いて都市計画税が課されておつたわけでありまして、たまたま地租や家屋税を廃止して、固定資産税を作るに當つて一挙に土地や家屋の負担が二倍半になつた関係もありまして、都市計画税を廃止したわけでありまして、しかしながらその後都市計画事業を非常に進展させなければならぬというふうな状態にもなり、建設省当局におきましてもそれに必要な財源を確保しなければならぬ、そういうふうなところから、都市計画税を言い始め、従つてまた調査会でもその問題を取り上げて、いわゆる答申になつて参つたわけでございます。

○森下政一君 大要わかりました。そこでそういうことが調査会あたりで主張されたときに、午前中から私が申し上げておりましたような、さなきだに税の負担が限界にきておると思われるときに、今度こういう新しい税を設けることに、今度この負担が加重する、そのことは地方住民あるいは国民といふことは、立場から考へると、かなり過酷な措置であるというふうな点については、何も論議がそれに触れることはなかつたのですか。
○政府委員(奥野誠亮君) 今おっしゃいますように負担が過酷になるといふことが、あるいは私よく理解してないのかもしれませんが、全体としては国民の負担が重くなるだけども、しかし中には均衡を失っている面があるのじゃないか、その均衡を失っている面に着目して税収入の増加をはかつていきたい、こういう考へ方でございます。特に過酷という言葉をございませぬ、三つの点だけに限局して申し上げますと、土地や家屋の負担は、都市計

画税を設けることによつて実質的には加重することになる。土地や家屋の負担が現状で軽いか重いか、そういうことから考へて参りますと、土地や家屋の負担がかなり重くなり、多少の差な面が出てくるのじゃないか、こういう意見がありました。しかしながら他面また土地や家屋の負担が現在の固定資産税のままであると、午前中も申し上げましたように、都市計画事業の進展している所と進展していない所と、これが同じような固定資産税の標準をいつてはかえつて負担の均衡を得ていないのじゃないか、実質的には得ていないのじゃないか。だからそういうふうな地域においては、都市計画税を設けることによつてむしろ負担の地域間のバランスが得られるという意見が強く出て参つておつたわけでございます。

○森下政一君 それからもう一つ私この機会に、大臣あたりが調査会の意見も尊重してこれを取り入れたというところを、こういう措置を講じた大きな理由に致しておられることについて尋ねておきたいのですが、おそらく調査会が答申していること——私一々見ませぬけれども——の中には、もつとこういうことをやれ、こういう税の面での提唱があつたのだらうと私は思うのです。たとへば何パーセントどうせいでいふことであるかしらんけれども、一例をあげてみるれば、たばこ消費税のごとき必ず論議の対象となる、また結論として調査会はその提言をしていないのに違いないが、そういう点は政府はあえて取り入れようとしていない。これはこういうことをあなたに聞くことは、ちよつと私の質問が無理になつて

くるのじゃないかと実は憂へるのですが、この前もここであなたにただしが、私の記憶が間違いないことを確かめたのですが、それはかつて二十八年度か、地方制度調査会が、ひとり入場税のみならず遊興飲食税もこれを固税として取り上げて、そうして地方財政調整の財源として与えることが妥当だということを提唱したと思うのです。ところがせつかくそういうふうな結論になつたが、そのうちの一部分だけを、つまり入場税だけを取り上げて、そうして遊興飲食税はそのまゝにして、おつたというふうなことは、これは私のは当時の調査会で論議検討した人たちのこの結論を導き出した点から考へてみると、非常に政府のやつたことは片手落ちだつた、何にもならぬ、何にもならぬと言つては語弊があるかも知らぬけれども、両方共に実施して初めて値打のあることを、一方しかやらぬというところに非常に無理があつたというふうな印象は、どうしても避けれないと思つております。同様にやはり地方財政強化という点から、調査会の進言していることの中でも、たとへばたばこ消費税のパーセンテージをもつとふやして府県市町村にも多くを与えるというふうな答申がなされておつて、しかもこれは採択しようと思はないことの中に、そこに片手落ちがある。片手落ちどころじゃない、午前中に私が申しました自主財源の強化、ほんとうの自主財源強化というものは、こういうやり方が一番自主財源の強化なんだ、さう私は思つて居るのですが、だからそういうものを採択することに欠けている点がありやせんか、欠けている点というのは一体どういふ点か、

くるといふことは、ちよつと私の質問が無理になつて

あなたよく御承知になっているのだと思ふから伺っておきたいのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 率直に御返事を申し上げていきたいと思ひます。

地方制度調査会の答申には御指摘のようにはたばこ消費税の税率をふやせといふことを言っております。地方制度調査会の方はどちらかといひますと、地方自治に重点を置いて物事を考へていくようなお答申になっております。臨時税制調査会の方の答申においては、たばこ消費税の増率は触れておりません。むしろ税制調査会の空気は反対であります。それよりもさらに法人事業税を国税に移してしまつて、人口按分で譲与したらどうかといふような式の意見がずいぶん強かつたわけでありまして、その結果は単純にたばこ消費税をふやすのじゃなくして、国にそういうような意味で法人事業税なり法人税制なりを移せば、移した分をたばこ税に置きかへるといふような、結果的に、答申になつていふと思ひます。言いかえれば臨時税制調査会の方は財源偏在の是正といふことがずいぶん強く言われたものであります。私たちの考へ方は財源偏在の是正といふ言葉自身も地方自治を十分に理解してない言葉だといふまで思つていふわけでありまして、しかし税源配分を合理化していかなければならぬ、そういう問題は取り上げていかねばならぬ、しかし国の財政の立場から見ますと、地方財政が困つていふから財源を与えなければならぬ、そこで専売益金をささぎましてたばこ消費税をふやしたといひますと、元来なら国で最小限度の財源を保障しなければならぬといふ意味で、

めんどうをみなければならぬ団体以外の団体まで財源を与えていくことになるわけでありまして。言いかえれば、国の財政の立場から考へますと、専売益金をさいて地方にたばこ消費税の形で財源を譲る、それは効率的な財源の譲り方ではない、それよりはむしろ地方交付税をふやした方が同じ金を地方団体にさく場合でも、効率的に財源を移せるのだ、こういう考へ方があるわけでありまして。同じようなことを、国の財源を犠牲にしないで、地方財政の持つておる財源だけでも、やり繰りするにやうな問題が解決できるのじゃないか、この場合が強い考へ方が法人税や法人税制を国に移して、そのかわりに国からたばこ消費税を地方団体に与えていく、こういう答申になつていふわけでありまして。従ひましてたばこ消費税の考へ方については、地方制度調査会と税制調査会との間には食い違ひがございます。政府として問題を具体化しますに当りましては、財源偏在の是正とか、あるいは税源配分の合理化といふ問題について、臨時税制調査会が答申したほどの思い切つたことはやつておりません。で、入場譲与税の譲与額の制限程度にとどめております。地方制度調査会の答申になつておりますような単純にたばこ消費税をふやすといふような案もとり得なかつたわけでございます。そういうような考へ方の相違から起つてきた問題でございます。一部だけとつて他を捨てるといふような単純な考へ方をもつて決定したわけではないといふことは、御了承願ひたいと思ひます。

なほ入場税と遊興飲食税の問題は、これは御指摘の通り両税を移譲するといふのは答申でございます。答申であります。率直に申し上げますと、当時入場税の關係におきましては映画会社の方で松竹でありますとか、あるいは大映でありますとか、そういうような大規模の映画会社はむしろ国税譲与を望んでおつたと思ひます。と申し上げますのは、末端にプリントを配給していきまますその場合に、配給収入を歩合で分ける、そうすると映画館の入場税といふものは的確に把握されておるふところに入つてくる、地方で適当にやられておつたのでは、自分の収入が少い、こういうような点があつたように私は当時感じておりました。末端の映画劇場はこれはむしろ入場税の移譲を強く反対しておりました。しかし少くともそういう意味においては入場税の移譲については業者の中には対立があつた、少くとも考へ方に相違があつた点は見受けられます。遊興飲食税の場合には業者の数が非常に多いのであります。ほとんど一致して国税譲与に反対しておつたやうであります。こういうようなやはり現実に税金を扱う業者の方々の意見といふものもある程度政府案をきめる場合には尊重せざるを得なかつたといふことは言へると思ひます。

○藤下政一君 この事業税の、法人事業税を移すとかいふ、あるいは法人割りです、これを取り上げる、これもやはり地方制度調査会の答申にあるわけなんです、そういうことは、

○政府委員(奥野誠亮君) 地方制度調査会はその考へ方に反対でありまして、臨時税制調査会の方はそれを尊重しております。

○藤下政一君 ああそうですか。それで今度はどうやめにはなりましたけれども、当初は政府は一時地方財政の窮乏打開のために、その税制調査会の方の答申を、ただいま申しました法人事業税を取り上げるのか、法人割りを移すとかいふふうなことを、一応取り入れようと思つたわけなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府案は結局入場譲与税の譲与額の制限といふことでござつたわけでありまして、それがござりまする過程におきまして大蔵省の考へ方が一つございました。自治庁の考へ方もございました。結局最終的には今度の政府案になつたわけでありまして。その過程におきまして大蔵省の方の考へ方は、法人事業税の一部を国税に吸収してしまふんでした。それか。それから法人税制は、府県分も市町村分も半分を国に吸収してしまふか。その部分についてはたばこ消費税で補てんする。入場譲与税をやめてしまつて、全部地方交付税の中に入れて、こういう考へ方であつたやうに思ひます。各委員にも大蔵省の案として提出されております。当時自治庁の考へ方は、法人事業税の一部を国税に移して、その部分については大蔵省案と違ひましてたばこ消費税をもちろ、言いかえれば専売益金をそれだけ減額するわけでありまして。法人税制は国には移さないが県と市町村との間で移しかえをやつて、そのかわり市町村の方にたばこ消費税をふやして、入場譲与税はやめない、入場税を地方交付税の財源にはしない、こういう考へ方でもございました。最終的には現在の政府案になつておるわけでありまして。

○藤下政一君 最終的に現在の政府案になつたといふことはわかりませんが、そうすると、この今あなたからおつた自治庁の考へ方と大蔵省の考へ方は、必ずしも一緒ではなかつたけれども、これらのつまり法人事業税とか、法人税制とかいふ問題は、今はもちろんさたやみになつたけれども、これでも死んでしまつた、もう再びそういうことは考へられないんだと断定的に受けとつてしまふことはなほ危ない、そういうことをさらに来年度あたりには考へ直される余地がないわけではない、こう考へておらぬといふかぬですね。そう考へておつた方が安全なんじゃないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 両答申を受けて今度の政府案を作つたわけでありまして、それは一応それで済んでおると思つております。しかしいろいろ考へ方があるわけでありまして、常に出で参つたやうな案はまたいろいろな人によつてさらに主張されるといふことはあり得るだらうと思ひます。しかし政府としてそれにこだわつて考へておるといふことは毛頭ございせん。

○理事(伊能若雄君) 速記をとめて。
午後一時五十八分速記中止

午後二時十三分速記開始
(理事伊能若雄君退席、委員長着席)
○委員長(松岡平市君) 速記を起し
散会いたします。
午後二時十四分散会

昭和三十一年四月二十日印刷

昭和三十一年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局